

平成21年11月26日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員 笹山 一夫



発 言 通 告 書

今回の県議会において次のとおり発言したいので通告します。

発言の種別	質疑 一般質問 (討論) (賛成・ 反対)	一身上の弁明
発言の趣旨	答 弁 者	
議第165号 山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の設定について (趣 旨)		
<p>反対する理由は次の通りです。</p> <p>第一に、人事委員会の勧告内容は、公務員労働者に耐えがたい生活悪化をもたらすものです。</p> <p>平均年間給与14万7千円の引き下げは、平成15年の17万3千円、平成14年の15万1千円に次ぐ過去3番目です。これは、職場からの切実な生活改善の声に全く耳を傾けない、労働基本権の代償性を放棄する不当なものです。</p> <p>第二に、夏季一時金勧告はルール無視の0.2月削減を行いました。その後の民間中小における夏季一時金妥結状況に波及しました。国民春闘共闘会議の集計で、夏季一時金の月数は公務員並みの0.2月減となっています。まさに財界・政府与党・人事院により意図的につくり出された勧告であり、公務に賃下げを強行し、賃金削減サイクルを加速させる勧告と言わざるを得ません。</p> <p>第三に、今春闘で、国民春闘共闘会議の集計では5,052円・1.81%、 連合は4,848円・1.67%、日本経団連は大手5,758円・1.81%、中小3,486円・1.38% の基本給引き上げがあったと公表しています。</p> <p>国家公務員の定昇率1.06%を考慮しても、基本給の削減は意図的に作り出されたものです。</p> <p>また、職員の超過勤務が増加していると指摘し、年次有給休暇の取得しやすい環境作りを進める必要があると述べています。更に任命権者はメンタルヘルス対策に積極的に取り組んでいると評価する一方で、十分な実効を上げていないとも指摘しています。</p> <p>これらの指摘から導き出される解決策は、職員を増すことです。</p>		